年末に向けて防犯対策の強化をお願いします

安心安全課 防犯交通係（☎(95)0115）

●皆さん防犯対策はお済みですか？

12月1日(土)～20日(木)まで年末の安全なまちづくり県民運動を実施中です。

年の瀬を控え、あわただしさを感じる季節となりました。ついカギを掛け忘れたり、お子さんから目が離れたりと、気ぜわしいそのスキを狙った犯罪が起きがちになります。家族やご自宅を守り、新年を気持ちよく迎えるために防犯対策を行いましょう。

市内では今年に入ってから住宅対象侵入盗・自動車関連盗・自転車盗が多発しています。それを受けて10月から次の2事業がはじまりました。

・駐車場防犯カメラ設置費補助金制度（貸し駐車場やマンション、商業施設を対象）

・防犯対策物品購入費等補助金制度（個人の自宅やマンションに施した防犯対策を対象）

新たに設置をお考えの場合はぜひこの機会に検討してください。対象者や設置場所等に条件がありますので、詳細は市ホームページまたは安心安全課までお問合せください。

消防団年末警戒

安心安全課 防災係（☎(95)0160）

火災予防と放火等の犯罪を防止するため、知立市消防団による年末警戒を行います。警戒中は、消防ポンプ車のスピーカーで、火災予防を呼びかける広報活動を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼とき　12月27日(木)～30日(日)　午後9時～午前1時

▼実施場所　市内全域

任期付職員（保育職）の募集

総務課 人事係（☎(95)0143）

知立市任期付職員の採用候補者試験を次のとおり実施します。

▼申込み　12月17日(月)～平成25年1月10日(木)（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）の午前9時～午後5時15分までに総務課人事係へ本人がお持ちください。

▼試験日時　平成25年1月25日(金)

▼職種・採用人数・受験資格

職種	人数	受験資格等	備考
保育職	7人程度	昭和28年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を有する人または平成25年3月31日までに取得見込みの人で実務（実習）経験のある人	採用期間は1年間とする。ただし、勤務成績により、3年間まで延長もあり得る。

任期付職員とは…育児休業職員の代替職員で採用期間を1年間（ただし勤務成績により3年間まで延長もあり得る。）と定めていますが、自分が育児休業を取得できないことを除き、処遇は正規職員と変わりません。

▼採用予定日　平成25年4月1日

▼試験種目　適性検査・作文試験・面接試験

▼提出書類　①受験申込書　1通　②自己PR書　1通　③資格取得見込証明書または保育士証の写し

※①および②は総務課で交付しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

▼勤務条件等

(1)給与　初任給　15万3千892円～19万422円（地域手当含む・学歴、前職歴により変わります）

※金額は平成24年4月1日現在のもので社会情勢等の変化に応じて増減される場合があります。

(2)勤務時間　午前8時30分～午後5時15分　ただし、配属先によっては早出・遅出勤務もあります。

(3)休日等　土・日曜日、祝日、年末年始（配属先によっては異なる場合があります。）

(4)休暇　年次休暇、特別休暇等の制度があります。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

農業委員会事務局（経済課内 ☎(95)0153）

農業委員会委員選挙の選挙権・被選挙権を行使するには、「農業委員会委員選挙人名簿」に登載される必要があります。そのためには次の要件を満たす農家世帯から「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を農業委員会へ提出する必要があります。

対象と思われる農家の世帯には、12月中にこの登載申請書をお送りしますので記入・押印のうえ提出をお願いします。なお、対象と思われる人で届かない場合は、農業委員会事務局までお問い合わせください。

▼選挙人名簿の登載要件　平成25年1月1日現在知立市の住民であり、耕作する農地の面積が10アール（1千㎡）以上ある農家の農業経営主およびその同居の親族で農業の年間従事日数が60日以上ある満20歳以上（平成25年3月31日現在）の人

▼提出期限　平成25年1月10日(木)

▼提出先　農業委員会事務局（経済課内）

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

国民健康保険の加入・喪失の手続きはお早めに！

国保医療課　国保年金係（☎(95)0123）

◆国民健康保険の加入の届け出は14日以内に！

失業や退職などにより、職場の健康保険を脱退したときや、他の市町村から転入したときなど、国民健康保険に加入する場合は、他の健康保険の喪失日から14日以内に国民健康保険の加入の届け出をしなければなりません。

◆国保の届け出が遅れると、思わぬ経済的な負担を被ることがあります！

国民健康保険へ加入する届け出が、喪失日から14日以内の期限に遅れた場合、届け出日以前にかかった医療費は全額自己負担となります。また、他の健康保険の喪失日までさかのぼって国保税を納めていただきますのでご注意ください。

◆国保をやめるときも必ず届け出を！

職場の健康保険に加入したなど、国保から他の保険に加入した場合も必ず届け出をお願いします。他の健康保険に加入した後は、国保の被保険者証は無効となります。他の健康保険への加入後に国保の被保険者証を使って医療機関等にかかられると、国保で負担した費用を全額請求させていただくことになります。

	異動内容	持参するもの
国保に入るとき	他市町村から転入してきたとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、身分証明書、職場の健康保険をやめた証明書（退職証明書、離職票、社会保険資格喪失連絡票）
	子供が生まれたとき	印鑑、親の国保の保険証
国保をやめるとき	他市町村へ転出するとき	印鑑、国保の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の保険証、職場の健康保険証
	死亡したとき	印鑑、国保の保険証
その他の異動のとき	退職者医療制度に該当するとき	年金証書、国保の保険証
	市内での住所の変更	印鑑、国保の保険証
	世帯主や氏名の変更	印鑑、国保の保険証
	世帯の分離や合併	印鑑、国保の保険証
	施設入所等で市外に転出するとき	印鑑、国保の保険証、在所または在園証明書
再交付	保険証がなくなったとき	印鑑、身分証明書

税務署からのお知らせ

刈谷税務署（☎(21)6211）

平成26年1月から事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての人について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない人も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご覧いただくか、最寄りの税務署にお問合せください。

創業支援セミナーを開催します

経済課　商工観光係（☎(95)0125）
商工会（☎(81)0904）

創業を検討中の人、準備を進めている人、創業されて間もない人等の皆さんに創業の基礎知識とビジネスプランの立て方、計画的な資金調達などの説明会を開催します。会社員、主婦、学生など興味のある人はぜひご参加ください。

▼とき　平成25年1月19日(土)　午後1時30分～4時
▼ところ　中央公民館1階　大会議室
▼定員　100人（先着順）
▼対象　自分でお店を始めたいと考えている人、商売を始めたい人、経営に興味のある人、起業をしていて経営に関する知識を習得したい人
▼受講料　無料
▼プログラム（講師）
・創業の基礎知識とビジネスプランの立て方（税理士　天野卓男氏）
・計画的な資金調達（愛知県信用保証協会）
▼申込み　申込書に必要事項を記入の上、経済課（FAX(83)1141）まで送付してください。申込書は経済課窓口、商工会にあります。市ホームページからもダウンロードできます。（http://www.city.chiryu.aichi.jp/0000007988.html）
※経済課に電話申込みも可。

工事期間中クリーンセンターへのごみの搬入について

刈谷知立環境組合（☎(21)5389）

旧工場棟解体工事（平成25年9月30日まで）のため、場内の混雑が予想されます。年末・年始は、できる限りお住まいの区域の収集日・場所に出すようお願いします。なお、徒歩、自転車、原動機付自転車、自動二輪でのごみの搬入について工事期間中は特に危険ですので、ご遠慮いただきますようご協力お願いします。

リサイクル家具などの展示・販売

刈谷知立環境組合リサイクルプラザ（☎(21)7251）

粗大ごみとして捨てられた家具などを簡単に補修し、入札をします。応札価格は100円からです。

▼展示入札期間　平成25年1月5日(土)～13日(日)

▼ところ　リサイクルプラザ（クリーンセンター管理棟2階）

▼対象者　知立市または刈谷市在住の人

▼開札・連絡・引渡期間　平成25年1月16日(水)～19日(土)

○引渡期間厳守。期限までに取りに来られない場合は落札無効となります。

○引渡時は本人確認できるものを必ず持参してください。

○展示品の状態を確認の上、責任を持って入札してください。

○営利目的の入札、返品およびキャンセルはできません。

○運び出しは自己搬出です。

※リサイクルプラザは1月20日(日)臨時休業します。

MACHI箱

・・・・・あなたもマジシャンに・・・・・

ハンカチからパッと花があらわれたり、ロープが長くなったり、短くなったり！観客の目は不思議と楽しさに輝いています。あなたもひとを喜ばせるこんなマジシャンをめざしてはいかがでしょう？

奇術同好会は、月2回（第1・3金曜日）、マジックの技術を学び、表現力を向上させるため定例会を開いています。見学は自由です。

また、保育園、学校、弘法さんの縁日、老人会などへボランティア活動で派遣マジックに出かけます。夏休みには福祉の里八ツ田で「こどもマジック教室」を開きます。2日間の日程で実施していますが、たいへんな人気で、受付日にすぐ定員一杯になってしまいます。マジックはこんなにも子どもの心を引きつけるのですね。

―さあ、あなたもマジックに挑戦してみませんか。―

▶**問合せ**　知立奇術同好会代表　石川（☎81－4391）

愛知県だより

青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（冬期）

県民生活部 社会活動推進課（☎052(954)6175）

児童・生徒にとって年末年始はイベントも多く、解放感から深夜まで外出するなど、生活が不規則になりやすく、青少年が非行にはしることや、犯罪被害に遭ってしまうことが心配されます。

このため、県では、関係機関等と連携し、12月20日～平成25年1月10日まで「非行の芽　はやめにつもう　みな我が子」をスローガンに「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（冬期）」を重点的に実施します。

この運動は、家庭・学校・地域社会が果たすべき役割を認識し、大人が率先して規律ある行動を示すとともに県民すべてが力を合わせて青少年の健全な育成を図ろうとするものです。

深夜はいかいなどの不良行為や非行を地域ぐるみで未然に防止し、また、青少年が犯罪被害に遭わないようにするため、各地域で展開される県民運動に積極的にご参加ください。

海外渡航時の感染症予防について

年末年始に海外旅行を計画している人は、検疫所のホームページで旅行先の注意事項を確認し、現地では次のことに注意しましょう。

◎海外で注意すること

◇水や氷はそのまま飲用せず、一度沸騰させるか、ミネラルウォーターなどを利用しましょう。

◇十分加熱された魚介類、肉、野菜を時間をおかないうちに食べ、カットフルーツも切りたてのものを食べましょう。

◇犬や野生動物との接触をなるべく避け、咬まれないように気をつけましょう。

◇生きた鳥が売られている市場や養鶏場へはむやみに訪れないようにしましょう。

◇虫に刺されないよう、できるだけ皮膚の露出を減らすなど対策をしましょう。

▶**問合せ**　衣浦東部保健所（☎21－4778）または健康福祉部健康対策課（☎052－954－6626）